

事 務 連 絡

令 和 2 年 7 月 6 日

公立学校共済組合本部事務局 御中

文部科学省初等中等教育局財務課

災害により被災した組合員等に係る一部負担金等の取扱いについて

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴い、総務省自治行政局公務員部福利課から別紙のとおり事務連絡がありました。

つきましては、貴共済組合におかれましても適切に対応いただきますよう
よろしく申し上げます。

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 6 日

警察庁長官官房給与厚生課 }
文部科学省初等中等教育局財務課 } 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

災害により被災した組合員等に係る一部負担金等の取扱いについて

標記の件について、別添のとおり関係地方公務員共済組合に対して通知したので、参考までに通知します。

事務連絡
令和2年7月6日

地方職員共済組合
（地共済事務局扱い）
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

災害により被災した組合員等に係る一部負担金等の取扱いについて

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡が発出されたことを踏まえ、災害により被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理について、改めて周知しますので、下記により適切に対応するようよろしくお取り計らいください。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、災害その他の特別の事情がある組合員等に対し、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第57条の2及び第59条の2の規定に基づき、共済組合（以下「組合」という。）の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

この場合、組合員等及び所属所等に対する周知徹底に努めるものとし、当該措置を実施する際には、別添通知（平成18年9月29日付け総行福第313号）を参照されたいこと。

2 組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、(1)の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあつては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

(2) 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。

3 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付費等の申請があつたときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

4 その他

上記1の措置を講ずる場合については、被災組合員等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記2について、被災組合員等への周知徹底に努めていただきたいこと。

総行福第313号
平成18年9月29日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長

短期給付における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成18年10月1日から施行される所であり、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57条の2第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに地共済法第59条の2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いについては、下記によることとします。

については、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。）に対し通知の上、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

地方公務員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当したこと」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該組合員の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除

く。)又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該組合員又はその被扶養者(以下「組合員等」という。)が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該組合員等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、組合が当該一部負担金等を当該組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

組合は、組合員が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該組合員の申請により当該組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、組合員の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各組合の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書(別紙様式1参照)を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 組合は、地共済法第57条の2第1項又は地共済法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書(別紙様式2参照)を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けようとするときは、(1)の証明書を組合員証又は組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受けるときに組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

共済組合理事長 殿

組合員 住 所

氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額
免除 証明書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限 平成 年 月 日			
免 除						
徴収猶予						

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

共済組合理事長



備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

事務連絡
令和2年7月4日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、これまでも周知してきたところですが、災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記のとおり、改めて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険制度においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について
被災した任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて
被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日及び事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること。
- 4 保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査の上、支払いを行うこと。
- 5 その他
上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

7月4日9時30分公表

令和 2 年 7 月 4 日
内閣府（防災担当）



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県及び鹿児島県は8市7町5村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【熊本県】 八代市 (やつしろし) 人吉市 (ひとよしし) 水俣市 (みなまし) 上天草市 (かみあまくさし) 天草市 (あまくさし) 葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら) 球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら)</p>	<p>7月4日</p>	<p>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちょう) <u>【鹿児島県】</u> <u>阿久根市</u> (あくねし) <u>出水市</u> (いずみし) <u>伊佐市</u> (いさし) <u>出水郡長島町</u> (いずみぐんながしまちょう)	7月4日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官(防災担当) 付
 参事官(被災者生活再建担当) 付
 阿部、横田、森戸、柚上、山地
 TEL 03-5253-2111 (内線51276)
 03-3503-9394 (直通)